

# 2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

## 1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

### ※ 対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

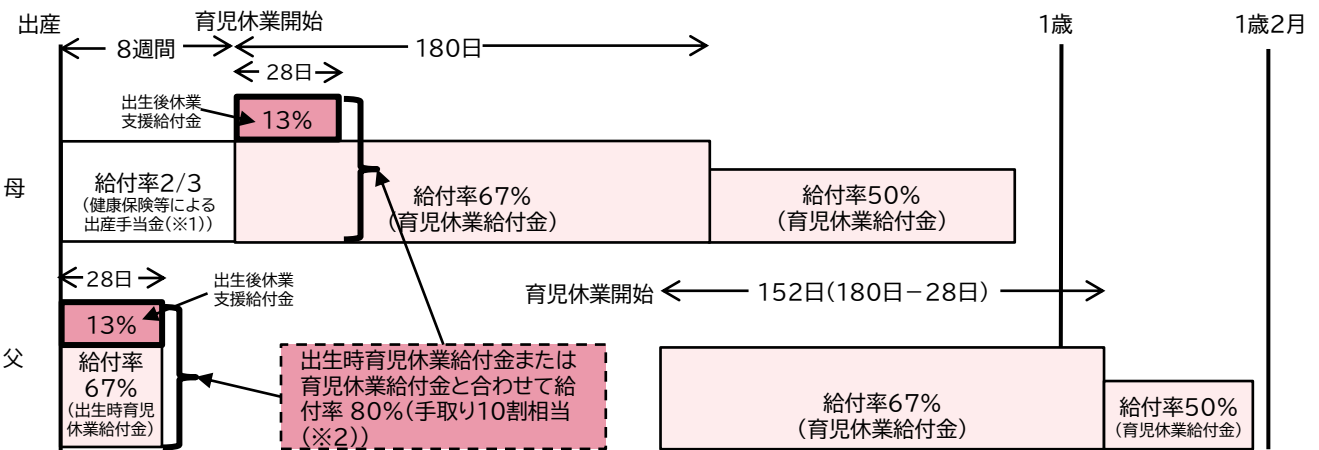
## 2 支給額

支給額＝休業開始時賃金日額※1×休業期間の日数（28日が上限）※2×13%

- ※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。
- ※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

### 支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



- ※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。
- ※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。
- ※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

### 3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

#### 1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

#### 2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

#### 3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

#### 4. 配偶者が無業者

#### 5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

#### 6. 配偶者が産後休業中

#### 7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

### 4 支給申請手続

- ・ 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- ・ 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の ① ② ③ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

#### ① 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

#### ② 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14日以上育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することではなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

#### ③ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

# 2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

## 1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者<sup>(注1)</sup>であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて<sup>(注2)</sup>、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間<sup>(注3)</sup>が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者<sup>(注1)</sup>である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

## 2 支給額・支給率

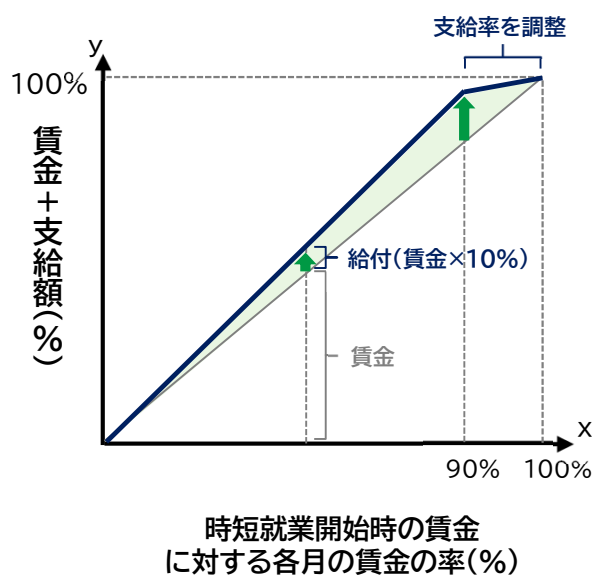
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準<sup>(注4)</sup>を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額<sup>(注5)</sup>を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月<sup>(裏面参照)</sup>に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準<sup>(注4)</sup>と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月<sup>(裏面参照)</sup>に支払われた賃金額が支給限度額<sup>(注5)</sup>以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額<sup>(注6)</sup>以下であるとき

### 支給額のイメージ

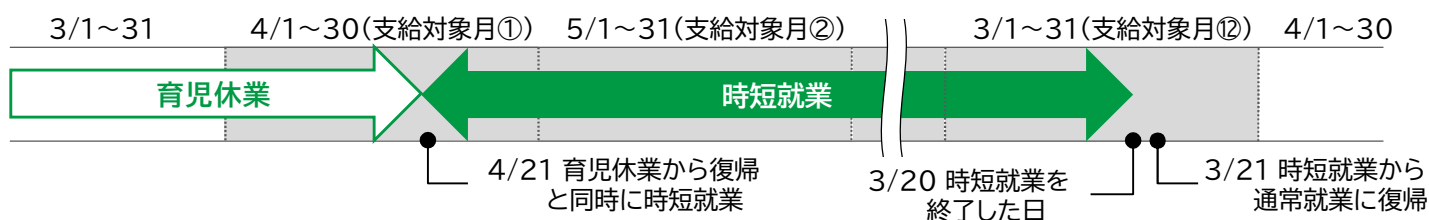


(裏面もご覧ください)

### 3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。

<支給対象月の例>



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日<sup>(注7)</sup>の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日<sup>(注8)</sup>の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

### 4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き<sup>(注2)</sup>、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

### 5 経過措置(2025年4月以前から時短就業をされている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

(注1) 雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

(注2) 育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日(復職日)から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のときをいいます。

(注3) 賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

(注4) 原則として育児時短就業開始前6か月に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を180で除して得た額(2025年7月31日までは、上限額:15,690円、下限額:2,869円。以後毎年8月1日に改定予定。)に30を乗じた額をいいます。ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金月額をいいます。

(注5) 「支給限度額」:459,000円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注6) 「最低限度額」:2,295円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注7) 「子が2歳に達する日」とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

(注8) 同じ月において、子Aの育児時短就業を終了し、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月は別の子Bの育児時短就業の支給対象期間となり、子Aの育児時短就業は前月までが支給対象期間となります。



令和6(2024)年度

# 両立支援等助成金が**拡充**され



# 使いやすくなりました！

## 1 育休中等業務代替支援コース 手当支給等



- ① 育休取得者の業務を代替する労働者に手当を支給すると  
**最大 140万円／人** 支給！ うち **最大 30万円 先行支給**！※1  
 ⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円に拡充**
- ② 短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給すると  
**最大 128万円／人** 支給！ うち **最大 23万円 先行支給**！※2  
 ⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円に拡充**
- ③ 支給対象となる企業規模を **全産業一律 300人以下** に拡大！

※1:業務体制整備を社労士に委託&育休期間が1か月以上の場合、育休開始1か月経過時に最大30万円、復帰時に最大110万円を分割支給。

※2:業務体制整備を社労士に委託&短時間勤務制度を3年間利用した場合、利用開始1か月経過時に最大23万円、利用終了時に最大105万円を分割支給。

## 2 出生時両立支援コース 第2種



- ① **第1種の受給実績がなくても** 第2種の申請可能！※1
- ② 育休取得率「30%以上UP & 50%達成」で **60万円** 支給！※2

※1:第1種とは、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日間以上の育休を取得した場合にもらえる助成金(1人目20万円)。

現行の要件では、第2種を申請するためには第1種を受給している必要あり。

※2:前年度と比較して、男性育休取得率が30%ポイント以上上昇&50%以上となった場合。

**企業活用例は裏面をCheck ▶ ▶ ▶**



その他詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、  
 厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する  
 都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



# 両立支援等助成金の企業活用例

育休中等業務代替支援コース(手当支給等) & 出生時両立支援コース(第2種)

## A 育休取得者の業務を代替した労働者に手当を支給した場合

### ●課題

育休を取るAさんに代わって業務を行う、周囲の従業員の負担軽減とモチベーションアップが必要。

### ●企業側の取組

- 社労士に委託して、1, 2の取組を実施。
  1. 就業規則等に「育休応援手当」を規定。  
対象者:業務を代替する係の全員  
支給額:一律月2万円/人
  2. 業務見直し・効率化の取組実施

○Aさんは育児休業を取得(1年間)、  
Aさんの業務代替者6人に手当を支給。

助成金を活用

### ●助成内容

**128万円(うち29万円を先行受給!)**

- ① 業務体制整備費 20万円(社労士委託あり)
- ② 業務代替手当 108万円(手当支給の3/4)

Aさんが育休を開始した1か月後に、  
**29万円**(①+②の1か月分)を**先行受給!**

### ●手当支給による効果

- ・ 代わりに働いた6人は、より納得して仕事をすることができた。(離職防止にも寄与。)
- ・ Aさんが職場復帰する頃には、係の業務シェアが進み、皆が有給休暇を取得しやすくなった。

5年間助成金を活用し、その後は休業者に支払わなかった賃金の一部を充てることで制度を恒久化!

## B 短時間勤務者の業務を代替した労働者に手当を支給した場合

### ●課題

多様な働き方のできる職場環境づくりを進めたいが、短時間勤務者の業務を代替する従業員にどう配慮してよいか分からない。

### ●企業側の取組

- 社労士に委託して、1, 2の取組を実施。
  1. 就業規則等に「育短サポート手当」を規定。  
対象者:業務を代替する係の全員  
支給額:業務に応じて月1万~1万8千円/人
  2. 業務見直し・効率化の取組実施

○Bさんは短時間勤務制度を利用(2年間)、  
Bさんの業務代替者3人に手当を支給。

助成金を活用

### ●助成内容

**92万円(うち23万円を先行受給!)**

- ① 業務体制整備費 20万円(社労士委託あり)
- ② 業務代替手当 72万円(手当支給の3/4)

Bさんが制度を利用開始した1か月後に、  
**23万円**(①+②の1か月分)を**先行受給!**

### ●手当支給による効果

- ・ 短時間勤務に対して気まづさがなくなった。
- ・ 離職防止に繋がるとともに、子育て世代の求職者からの問い合わせが増加。

## C 男性の育休取得率「30%以上UP & 50%達成」した場合

### ●課題

人材確保に苦戦する中、男性育休取得率も考慮して職場を選ぶ若者がいると聞いた。男性の育休取得促進に向けた環境整備に取り組みたい。

### ●企業側の取組

1. 雇用環境の整備を複数措置
  - ・ 研修の実施・相談窓口の設置
2. 男性育休取得率の大幅引上げを達成
  - ・ 前々年度 25%(対象者4人中1人が取得)
  - ・ 前年度 66%(対象者3人中2人が取得)
  - ▶ 30%以上上昇し、50%達成

助成金を活用

### ●助成内容

**60万円**

「両立支援のひろば」で育休取得率等を掲載すれば、**2万円**の情報公表加算あり

### ●育児休業取得率の向上による効果

- ・ 育休取得の労働者のエンゲージメントが向上。
- ・ 社外に、育児休業取得率の高さをPRできるようになり、若者の人材確保につながった。

本助成金に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

| 都道府県 | 電話番号                         | 郵便番号     | 所在地                                    |
|------|------------------------------|----------|----------------------------------------|
| 北海道  | 011-788-7874                 | 060-8566 | 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎9階             |
| 青森   | 017-734-6651                 | 030-8558 | 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階                  |
| 岩手   | 019-604-3010                 | 020-8522 | 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階              |
| 宮城   | 022-299-8834<br>022-299-8844 | 983-8585 | 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階               |
| 秋田   | 018-862-6684                 | 010-0951 | 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階                  |
| 山形   | 023-624-8228                 | 990-8567 | 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階                     |
| 福島   | 024-536-2777                 | 960-8513 | 福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎4階                  |
| 茨城   | 029-246-6371                 | 310-0801 | 水戸市桜川2-5-7 MシティビルⅢ 1階（茨城労働局助成金事務センター）  |
| 栃木   | 028-633-2795                 | 320-0845 | 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階              |
| 群馬   | 027-896-4739                 | 371-8567 | 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階                 |
| 埼玉   | 048-600-6210                 | 330-6016 | さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階        |
| 千葉   | 043-306-1860                 | 260-8612 | 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎              |
| 東京   | 03-6893-1100                 | 102-8305 | 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階               |
| 神奈川  | 045-211-7357                 | 231-8434 | 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階               |
| 新潟   | 025-288-3527                 | 950-8625 | 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階           |
| 富山   | 076-432-2740                 | 930-8509 | 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階                |
| 石川   | 076-265-4429                 | 920-0024 | 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階                |
| 福井   | 0776-22-0221                 | 910-8559 | 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階                |
| 山梨   | 055-225-2851                 | 400-8577 | 甲府市丸の内1丁目1-11 4階                       |
| 長野   | 026-223-0560                 | 380-8572 | 長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階                |
| 岐阜   | 058-245-1550                 | 500-8723 | 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階                 |
| 静岡   | 054-254-6320                 | 420-8639 | 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階                |
| 愛知   | 052-857-0313                 | 460-8507 | 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館2階         |
| 三重   | 059-261-2978                 | 514-8524 | 津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階                 |
| 滋賀   | 077-523-1190                 | 520-0806 | 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階                |
| 京都   | 075-275-8087                 | 604-0846 | 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 1階                |
| 大阪   | 06-6941-4630                 | 540-8527 | 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階           |
| 兵庫   | 078-367-0700                 | 650-0044 | 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階          |
| 奈良   | 0742-32-0210                 | 630-8570 | 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階               |
| 和歌山  | 073-488-1170                 | 640-8581 | 和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階               |
| 鳥取   | 0857-29-1701                 | 680-8522 | 鳥取市富安2丁目89-9 2階                        |
| 島根   | 0852-20-7007                 | 690-0841 | 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階                |
| 岡山   | 086-224-7639                 | 700-8611 | 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階               |
| 広島   | 082-221-9247                 | 730-8538 | 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階            |
| 山口   | 083-995-0390                 | 753-8510 | 山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階               |
| 徳島   | 088-652-2718                 | 770-0851 | 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階                |
| 香川   | 087-823-0505                 | 760-0019 | 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階（助成金センター） |
| 愛媛   | 089-935-5222                 | 790-8538 | 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階                  |
| 高知   | 088-885-6041                 | 781-9548 | 高知市南金田1番39号 4階                         |
| 福岡   | 092-411-4717                 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階          |
| 佐賀   | 0952-32-7218                 | 840-0801 | 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階             |
| 長崎   | 095-801-0050                 | 850-0033 | 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階                    |
| 熊本   | 096-352-3865                 | 860-8514 | 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階             |
| 大分   | 097-532-4025                 | 870-0037 | 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階          |
| 宮崎   | 0985-38-8821                 | 880-0805 | 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階                |
| 鹿児島  | 099-222-8446                 | 892-8535 | 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階                |
| 沖縄   | 098-868-4403                 | 900-0006 | 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階          |